

# 花背山の家 利用者名簿〔11人以上用〕

## ≪日帰り者名簿≫

・本名簿は入所時に受付でご提出ください。提出された名簿に基づいて使用料・宿泊税の精算を行います。

(名簿提出後の追加・キャンセル・宿泊⇔日帰り の変更は受け付けかねます)

※10人以下の家族・グループは「利用者名簿(10人以下用)」を使用してください(学校・児童福祉施設は「学校・児童福祉施設用」の様式をご使用ください)

<b>団体名</b> <small>(家族は代表者名)</small>	<b>【利用日】</b> 年    月    日 (    ) ~    月    日 (    )
--	--

No.	≪日帰り者氏名≫ <small>宿泊の方は【宿泊者名簿】にご記入ください</small>	利用区分(該当に○をつけてください) <small>* 宿泊団体の日帰りの方は「1日目・2日目」の欄にも○をお願いします。</small>							無料・減額欄 <small>(裏面参照)</small> ①~⑥ 又は⑦	①京都市内に在住・在学の小・中学生の土日利用 や ②65歳以上の方等、裏面をご確認のうえ、該当する方は以下の欄に①~⑥又は⑦の番号をご記入ください(利用当日に根拠書類の提示が必要ですので、裏面を参照してご持参ください)	
		幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	大人	1日目		2日目	住所 又は 学校名(※①の該当者のみ記入)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
小計 <small>(合計人数をご記入ください)</small>		幼	小	中	高	大学	大人	1日	2日	※①に該当する小・中学生は住所 又は 学校名をご記入ください <small>(同じ住所や学校名が続く場合は「同上」や「〃」で構いません。なお、住所は行政区からご記入ください)。</small>	

<b>【事務局 使用欄】</b>	定額					
	無料					
	減額(引率者)					
<b>計</b>						

(個人情報保護について) ご記入いただいた個人情報は適切に管理し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

本様式は花背山の家HPからダウンロードすることができます。

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/hanasell/hanasell/yousiki-top.htm>



以下の①～⑥及び㉗に該当する方はそれぞれに対応する「⇒」の証明書等（コピー可）を窓口でご提示いただくと、使用料が無料や減額になります（提示がないと、無料や減額になりませんので、ご注意ください）。該当する方は表面の【無料・減額該当者】欄に①～⑥又は㉗の番号をご記入ください。

#### ◇無料に該当する方

##### ① 京都市内に在住・在学の小中学生の土曜日・日曜日の利用（注）

ア 京都市内に在住の方

⇒ 表面の住所欄に住所をご記入ください（日帰りの方もご記入ください。）

イ 京都市以外に在住の方で京都市内の小・中学校に在学の方

⇒ 表面の備考欄に学校名をご記入ください。

（注）金曜日の宿泊、月～金曜日の祝日は適用外です。

##### ② 65歳以上の方

⇒ 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等 生年月日のわかる証明書

##### ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、被爆者健康手帳又は戦傷病者手帳のうち、いずれかの交付を受けている方

⇒ 当該手帳（ミライロID可）

##### ④ 上記③の手帳を受けている方の介添者（原則として手帳をお持ちの方1人につき1人）

⇒ ③の当該手帳（ミライロID可）

##### ⑤ 生活保護を受けている世帯に属する方

⇒ 生活保護受給証明書

##### ⑥ 就学援助制度において準要保護の認定を受けている方とその世帯に属する小・中学生

⇒ 就学援助認定通知書

#### ◇減額に該当する方（上記①～⑥に該当する方は記入不要です）

##### ㉗ 京都市内の青少年健全育成団体のボランティア引率者

（ただし、事前に「使用料減免申請書 兼 決定書」を提出され、減額決定の連絡を受けた団体に限ります。また、18歳以上が対象です。）

<青少年健全育成団体の例>いずれも京都市内の団体に限ります。

- ・ボーイスカウト、ガールスカウト
- ・少年補導委員会
- ・ジュニア消防団
- ・スポーツ少年団等
- ・上記の他青少年の健全育成を目的とした団体 等

なお、その団体から給与や報酬等を受け取っている引率者（ボランティアではない方）は対象外です。

⇒ 団体が作成している名簿等

（引率者に該当するかが分かる肩書等が記載されているものに限ります。お名前の照合をしますので、コピーをご提出ください。）

又は

⇒ 団員証、コーチ資格者証等

（引率者に該当するかが分かる肩書等が記載されているものに限ります。なお、1枚ずつの確認となりますので、時間がかかる場合があります。また、提示のない方は対象外となります）

#### （※）個人情報保護について

ご記入いただいた個人情報は適切に管理し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。